九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

少年司法保護局公的部門の施設及び機関に関する二〇〇七年一一月六日のデクレ第二〇〇七 - 一五七三号

フランス刑事立法研究会

https://doi.org/10.15017/1957721

出版情報：法政研究. 85 (1), pp.309-321, 2018-07-13. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

少年司法保護局公的部門の施設及び機関に関する二〇〇七年一一月六日のデクレ第二〇〇七-一五七三号

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき
少年司法保護局公的部門の施設及び機関に関する二〇〇七年一一月六日のデクレ第二〇〇七-一五七三号
第一編　定義及び任務
第一章　総則
第二章　施設
第三章　機関
第二編　組織及び運用
第一章　組織
第二章　運用
第三編　設置、変更及び閉鎖
第四編　監督及び評価
第五編　経過規定及び最終規定

はしがき

本資料は、「少年司法保護局公的部門の施設及び機関に関する二〇〇七年一一月六日のデクレ第二〇〇七-一五七三号[1]」を訳出したものである。

フランスの少年司法保護局は、一九九〇年に司法省の一機関として誕生した[2]。二〇一七年四月二五日のデクレ[3]により修正された二〇〇八年七月九日のデクレ第七条[4]によれば、少年司法保護局は、「司法省の管轄の枠内で、少年司法に関するあらゆる問題について、また、このために介在する組織間の協議について責任を負う」とされている。

フランスの少年司法保護局は、犯罪少年に対する教育的働きかけを全般的に担う機関である。即ち、予審前段階の調査にはじまり、終局的な教育的措置の実施に至るまで少年司法保護局が関与する。さらに、刑罰の適用を受け行刑施設にいる少年の教育的働きかけをも担当する。少年司法保護局が行う調査や支援の場面においては、必要に応じて福祉機関等との協働も行われている。その意味で、少年に必要となるあらゆる支援を検討し、実施に尽力している点に、少年司法保護局の特徴があるといえる。この点は、日本の少年司法分野における他機関との協働や連携のあり方

を考える上で参考となる。

以下、少年司法保護局公的部門の施設や機関に関する二〇〇七年一一月六日のデクレ第二〇〇七-一五七三号を翻訳して紹介する。なお、翻訳にあたっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（大貝葵）

少年司法保護局公的部門の施設及び機関に関する二〇〇七年一一月六日のデクレ第二〇〇七-一五七三号

首相は、

国璽尚書、司法大臣の報告に基づき、

民法典、特に同法第三七五条乃至第三七五-八条に鑑み、

社会活動及び家族法典、特に同法第三編第一章に鑑み、

刑事訴訟法典、特に同法第R.五七-九-一一条乃至第R.五七-九-一七条及び第D.四九-五四条乃至第D.七九-六三条に鑑み、

新民事訴訟法典、特に同法第一一八一条乃至第一二〇〇-一条に鑑み、

犯罪少年に関する修正された一九四五年二月二日のオルドナンス第四五-一七四号に鑑み、

金融法に関する二〇〇一年八月一日の組織法第二〇〇一-六九二号、特に二〇〇五年七月一二日の組織法第二〇〇五-七七九号により修正された同法第四八条、第五一条及び第五四条に鑑み、

司法省の組織に関する修正された一九六四年七月二五日のデクレ第六四-七五四号に鑑み、

若年成人のための司法的保護活動の実施態様を定める一九七五年二月一八日のデクレ第七五-九六号に鑑み、

少年司法保護局の地方分権化された機関の地域管轄、組織及び権限に関する一九八八年一月一四日のデクレ第八八-四二号に鑑み、

二〇〇六年一一月二〇日付の司法省省内同数技術委員会の意見に鑑み、

コンセイユ・デタ（内務部）の意見を聴取した上で、

以下の通り、命令する。

第一編　定義及び任務

第一章　総則

第一条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二条により修正）

司法省少年司法保護局公的部門の施設及び機関は以下の任務を遂行する。

1　司法当局がとる決定の対象となりうる少年の状況に関する情報及び分析のデータを提供することにより、犯罪少年または教育的援助に関する立法に基づいてとられる司法当局の決定の準備を援助すること。

このため、施設及び機関は、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス及び民事訴訟法典に基づいて司法当局により命じられる調査措置を実施し、刑事訴訟法典の諸規定に従って、刑事的性質を有する司法決定の準備に協力する。

2　犯罪少年、教育的援助、または、若年成人に関する立法及び規則に基づいてとられる司法当局の決定を執行すること。そのために施設及び機関は以下のことを保障する。

a）事案に応じて、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス、民法典第三七五条乃至第三七五-八条、刑法典、及び、若年成人のための司法的保護活動の実施方法を定める一九七五年二月一八日のデクレに基づいて、少年及び若年成人に対し裁判所により言い渡される、民事及び刑事上の決定、即ち、調査措置、教育的措置、保安上の措置、教育的制裁、刑罰、及び、刑罰の修正の実施及び監督、

b）全ての被拘禁少年に対する継続的な教育的介入、

c）事前教育、職業訓練及び職業生活の準備活動を実施すること、並びに、少年または若年成人の人格的成長、健康の増進、社会再統合及び職業復帰を目的として構成された全ての活動を日中活動の形態の下で恒常的に実施すること。

3　その要求が少年司法の管轄に属しうる少年及び家族の受入れ及び情報の収集。

4　次のことを目的とした公共政策への参加。

a）犯罪少年または要保護少年のよりよいケアを確保するための、少年司法保護局の活動と地方公共団体の活動との調整、

b）少年の保護活動及び犯罪の予防活動の組織化及び実施。

第二条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第三条により修正）

Ⅰ―少年司法保護局公的部門の施設及び機関は、司法当局により施設及び機関に委託される全ての少年及び若年成人

に、施設及び機関の行う教育活動への平等なアクセスを保障する。

II―施設及び機関は、地域局長の権限の下、通知された執行力のある法律上の決定を執行する。

III―少年または若年成人が自らの成長と社会復帰に必要となる条件を充足しうるように、施設及び機関は、場合によって司法当局により指定される新たな施設または新たな機関とともに教育的ケアの継続性を保障する。司法的措置の終了に先立ち、施設または機関は、少年または若年成人の社会的同化に貢献しうる機関と彼らを結びつけるためにあらゆる有益な手段をとる。

第三条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第四条により修正）

①社会活動及び家族法典第L.三一一-二-一条に基づき、少年司法保護局公的部門の施設及び機関は、少年に特化された行刑施設における教育機関を除いて、社会福祉的・社会医学的施設及び機関を構成する。

②司法当局の特権を留保した上で、上記施設及び機関は、司法決定の執行としてケアを行う少年及び若年成人に対して、同法典第L.三一一-三条乃至第L.三一一-五条に挙げられる個人の権利及び自由を保障する。

第三-一条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第五条により創設）

任務遂行上、施設及び機関においてケアを受けている少年及び少年の家族の状況に関する情報を知ることになる少年司法保護局の職員は、刑法典第二二六-一三条及び第二二六-一四条に規定される条件において、守秘義務を課せられる。

第二章　施設

第四条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第六条により修正）

I―少年司法保護局公的部門の施設は、第一条第一号、第二号a）及びc）、並びに、第四号の定める任務を遂行する。このため、施設は、

a）裁判所により委託される少年、及び、必要な場合、若年成人を宿泊施設に受け入れる、

b）必要な場合、司法当局向けに方針の提案を策定するため、受入れられる各若年者の状況、特に、家族及び社会的状況について評価する、

c）受入れられる若年者の日常生活を整える、
d）受入れられる各若年者につき、個別計画を策定する、
e）社会復帰のあらゆる活動において、受入れられる各若年者に付き添う、
f）受入れられる各若年者に対し、扶養の任務を遂行する、
g）受入れ少年に対し、保護及び監視の任務を遂行する、
h）刑罰及び保安処分の執行の枠内で、自らに委託される者に課せられる義務の監督を行う。

II—少年司法保護局公的部門の施設とは次のものをいう。

1　教育的収容施設、
2　教育的収容及び社会復帰施設、
3　閉鎖型教育センター。

第五条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第七条により修正）

教育的収容施設、並びに、教育的収容及び社会復帰施設は、犯罪少年または要保護少年、及び、若年成人を受入れる。

第六条

閉鎖型教育センターは、一九四五年二月二日のオルドナンス第三三条に従って、犯罪少年のみを受入れる。

第三章　機関

第七条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第八条により修正）

少年司法保護局公的部門の機関とは次のものをいう。

1　開放環境地域教育機関、
2　開放環境地域社会復帰教育機関、
3　裁判所併設教育機関、
4　地域社会復帰教育機関、
5　少年行刑施設教育機関。

第八条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第九条により修正）

I—開放環境地域教育機関、及び、開放環境地域社会復帰教育機関は、次のことを保障する。

1　裁判所併設教育機関の権限とは別に行われる、少年裁判所を有する大審裁判所における教育的恒常業務、即ち、少年及び少年の家族を受入れ、彼らに情報を提供し、一九四五年二月二日のオルドナンス第一二条の規定に基づいて命じられる司法当局の命令を執行すること、
2　第一条第一号の規定に従って決定を下す枠組の中で、司法当局の事実認識を可能にする情報及び分析データの提

供、

3　第一条にいう、収容措置以外の民事及び刑事上の決定を少年及び若年成人の家庭環境及び社会環境で実施すること。必要な場合、当該機関は、少年の家族への援助及び助言を行う。

4　一九四五年二月二日のオルドナンス第二〇-二条にいう、少年に特に割り当てられた行刑施設の区画における教育的介入、

5　事前教育、職業訓練及び職業生活の準備活動を実施すること、並びに、少年または若年成人の人格的成長、健康の増進、社会再統合及び職業復帰を目的として構成された全ての活動を日中活動の形態の下で恒常的に実施することによる社会再適応及び職業復帰の援助。

第九条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第九条により修正）

①裁判所併設教育機関は、少年裁判所を有しかつ七名以上の少年係判事のポストを擁する大審裁判所において設置されうる。

②当該機関は、第八条Ⅰ第一号の定める教育的恒常業務を行う。加えて、例外的かつ地域管轄局局長の決定する方針の枠内で、当該機関は、第八条Ⅰ第三号にいう措置を実施しうる。

第一〇条

Ⅰ―①地域社会復帰教育機関は、少年司法保護局公的部門の施設または機関により実施される司法決定の対象となっている少年及び若年成人に適合した、就学、職業、文化及びスポーツに関する活動を組織することにより、第一条第二号ｃに定める任務を遂行する。

②その資格で、地域社会復帰教育機関は、若年者に一般法上の就学及び職業教育の諸制度へのアクセスを準備させるため、若年者のケアに関与する。

Ⅱ―地域社会復帰教育機関は、司法当局により命じられた、一九四五年二月二日のオルドナンス第一六条の三の定める日中活動措置を実施する。

Ⅲ―第一四条Ⅱの定める条件において、地域社会復帰教育機関は、同様に、次に定める少年及び若年成人のケアに関与しうる。

1　施設に委託される者、もしくは、社会活動及び家族法典第L.二二一-一条に基づき少年社会援助機関の管轄に属する機関もしくは社会活動及び家族法典第L.三一一三-一〇

条に基づき認可された機関によって監督される者、

2　または、若年者の社会再適応及び職業復帰に協力する組織によってケアされる者。

第一一条

①少年に特化された行刑施設教育機関は、被拘禁少年に対し、第一条第二号）b及びcの定める任務を遂行する。

②当該機関は、これらの少年の継続的な教育的ケアを行い、少年の家族及び社会関係の維持に留意し、少年の出所を準備する。

第二編　組織及び運用

第一章　組織

第一一-一条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一〇条により創設）

I　一つの施設または一つの機関がもつ複数の教育ユニットは、同じ地域管轄局の管轄に属する限りで、別々の県に設置されうる。

注記：二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二六条。本諸規定は、各カテゴリーの施設または機関につき、国璽尚書、司法大臣の命令により定める、遅くとも二〇一五年九月一日までの日より発効する。

第一二条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一一条により修正）

I―教育的収容施設は、その任務を遂行するため、以下のカテゴリーの一つまたは複数に属する、少なくとも二つの教育ユニットから構成される。

1　集団宿泊教育ユニット、

2　多様化した宿泊教育ユニット。当該ユニット内で、少年及び若年成人は、受入れ家族、教育的居住、自主管理型住居または社会的福祉的住居の形態で宿泊し、ユニットの専門職員による定期的な教育的付添いを享受する。

3「強化された教育センター」と呼ばれる教育ユニット。当該ユニットにおいて、若年者のケアは、次のように組織される。

―集団宿泊の形態で、

―若年者をその環境や習慣化された生活態様から一時的に断絶させることを目的として、

―集中的な活動の基礎の上に、

―そして、強化された教育的指導によって。

II―これらの教育ユニットの内部で、若年者のケアは継続

的に組織される。

注記：二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二六条。本諸規定は、各カテゴリーの施設または機関につき、国璽尚書、司法大臣の命令により定める、遅くとも二〇一五年九月一日までの日より発効する。

第一二-一条（二〇一三年一〇月三〇日の第二〇一三-九七七号のデクレ第一二条により創設）

教育的収容及び社会復帰施設は、第一二条にいう少なくとも一つの教育ユニット、及び、第一四条にいう少なくとも一つの日中活動教育ユニットから構成される。

注記：二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二六条。本諸規定は、各カテゴリーの施設または機関につき、国璽尚書、司法大臣の命令により定める、遅くとも二〇一五年九月一日までの日より発効する。

第一三条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一三条により修正）

I―開放環境地域教育機関は、その任務を遂行するため、少なくとも二つの教育ユニットを含む。

II―当該機関は、一つまたは複数の開放環境教育ユニットを含む。

III―当該機関は、一つの裁判所併設教育ユニットを含みうる。当該ユニットは、第八条I第一号に定める教育的恒常業務の遂行を保障するため、少なくとも三名の少年係判事が在籍する少年裁判所を有する大審裁判所に設置されうる。

注記：二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二六条。本諸規定は、各カテゴリーの施設または機関につき、国璽尚書、司法大臣の命令により定める、遅くとも二〇一五年九月一日までの日より発効する。

第一三-一条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一四条により創設）

開放環境地域社会復帰教育機関は、第一三条にいう少なくとも一つの教育ユニット、及び、第一四条にいう少なくとも一つの日中活動教育ユニットから構成される。

注記：二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二六条。本諸規定は、各カテゴリーの施設または機関につき、国璽尚書、司法大臣の命令により定める、遅くとも二〇一五年九月一日までの日より発効する。

第一四条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三

-九七七号第一五条により修正）

I―地域社会復帰教育機関は、その任務を遂行するため、少なくとも二つの日中活動教育ユニットから構成される。

II―日中活動教育ユニットが第一〇条IIIにいうカテゴリーに属する若年者を受入れる場合、当該受入れの管理的、教育的及び財政的態様は、若年者のケアの任を負う組織と締結される契約によってこれを定める。

注記：二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二六条。本諸規定は、各カテゴリーの施設または機関につき、国璽尚書、司法大臣の命令により定める、遅くとも二〇一五年九月一日までの日より発効する。

（大貝葵）

第一五条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一六条により修正）

I―閉鎖型教育センター、裁判所併設教育機関、及び、少年行刑施設教育機関は、各任務を遂行するため、それぞれ次のように称される、単独の教育ユニットで構成される。

1　「閉鎖型教育センター」教育ユニット、

2　「裁判所併設教育機関」教育ユニット、

3　「少年行刑施設教育機関」教育ユニット。

第一六条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一七条により修正）

実験的に、または、地域の特殊性もしくは制約、もしくは、受け入れられる人々もしくは実施される教育的手法の特性を考慮するため、国璽尚書、司法大臣は、中央技術委員会の意見を聴取した後、本章の規定に反して、自由に施設または機関の編成を命じることができる。

第二章　運用

第一七条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一八条により修正）

I―施設及び機関は、少年司法保護局の機関の長によって指揮される。機関の長は、自己の権限下に置かれる教育ユニットの活動を調整する。このため、機関の長は、組織の全職員に対して権限を有する。

II―施設または機関が少なくとも二つの教育ユニットから構成される場合、これらの各ユニットの教育・管理部の業務は、統括業務部長の権限の下、教育ユニットの責任者によって保障される。このため、教育ユニットの責任者は、教育ユニットの全職員に対して権限を有する。

III―①施設または機関の長は、自らが対象となる決定を発

する司法当局の対話者である。施設または機関の長は、決定の執行につき当該司法当局に報告する。

②施設または機関の長は、地域の方針を尊重しつつ、第一条第四号に定める任務の実施に寄与する決定機関内部において、自らが指揮する施設または機関を代表する。

第一八条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第一九条により修正）

Ⅰ―少年司法保護局公的部門の施設及び機関においてケアを受ける者は、当該施設及び機関の運用に関与する。

Ⅱ―この関与は、意見の聴取または意見交換会の形態で行われる。

Ⅲ―社会活動及び家族法典L.三一一-七条及びL.三一一-八条の規定とは別に、Ⅱでいう関与は、ケアを受ける者が自らの意見を表明し、または、施設もしくは機関の運用に関わるあらゆる問題につき提案を行うことができるようにするのが目的である。

Ⅳ―Ⅱでいう意見交換会は、少なくとも一年に一回開催される。施設または機関の長が意見交換会を招集、主催し、その議題を確定する。

②意見交換会を除き、同じ周期で、局長の主導の下、利用者の意見聴取が行われる。

Ⅴ―意見陳述または意見交換会の審議は、機関または施設の長によって、少年司法保護局の地域局長に報告され、第一九条Ⅲでいう決定機関の直近で開催される会合の際、提示される。

Ⅵ―本条の諸規定は、裁判所併設教育機関、及び、少年に特化された行刑施設における教育機関には適用されない。

第一九条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二〇条により修正）

Ⅰ―社会活動及び家族法典第L.三一一-七条及び第L.三一一-八条に定める施設の運用規則及び計画は、第一八条に定める関与を実施した後、少年司法保護局公的部門の各施設または機関ごとに作成される。機関または施設の全職員は、長の権限の下、これらの書面の作成に関与する。施設または機関の運用規則及び計画は、管轄する地域技術委員会の意見を聴取した後、地域の長によって決定される。

Ⅱ―各施設または機関の計画は、五年ごとに作成される。当該計画は、施設または機関の任務、組織、措置の実施態様及び付与された手段の変化を考慮して、毎年、改編される。管轄する技術委員会は、この改編につき通知される。

運用規則は、施設または機関の任務に固有の制約を考慮するために、改編される。

第二〇条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二一条により修正）

少年司法保護局公的部門の施設及び機関の運用態様、並びに、これらを構成する教育ユニットの運用態様は、中央技術委員会の意見を聴取した後、国璽尚書、司法大臣の命令によって定められる条件明細書において明示される。

第三編　設置、変更及び閉鎖

第二一条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二二条により修正）

I—①少年司法保護局公的部門の施設及び機関、並びに、これらを構成する教育ユニットは、国璽尚書、司法大臣の命令によって、設置、変更、その能力において拡張、及び、閉鎖される。管轄地域技術委員会または地域合同技術委員会は、あらかじめ意見を聴取される。

②少年に特化された行刑施設教育機関を除いて、施設及び機関の設置、拡張または変更は、さらに、あらかじめ、社会活動及び家族法典第L.三一三-一条以下に定める態様に従って、知事の認可に服する。施設及び機関の閉鎖は、社会活動及び家族法典第L.三一五-六条に定める態様に従って、知事の認可に服する。

II—①少年司法保護局の地域間局長は、施設、機関及び教育ユニットの設置、変更もしくは閉鎖を提案し、または、これらの計画に関し意見を述べる。

②計画または提案は、以下のようにしなければならない。

1　国璽尚書、司法大臣によって定められる全国的な方針及び目的の実現に貢献すること、

2　充足すべき必要の分析に答えること、

3　少年保護及び犯罪予防に関して土地管轄を有する行政及び司法当局によって定められる優先権及び目的と整合的に作成されること。

第二二条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二三条により修正）

I—設置命令は、各施設または機関につき、以下のことを明示する。

1　対象となる施設または機関のカテゴリー、

2　施設または機関の設置場所、並びに、各教育ユニットの数、性質及び設置場所。

II―第一二条及び第一四条または第一五条第一号にいう教育ユニットの少なくとも一つから構成されるあらゆる施設または機関に関して、設置命令は、各教育ユニットにつき、さらに、以下のことを明示する。

a）理論上の収容能力、

b）適用可能な年齢の条件、

c）男女共学の原則に反して、両性の一方の若年者のみがケアされる場合。

III―設置、変更及び閉鎖の命令は、フランス共和国官報に公表される。

第四編　監督及び評価

第二三条

施設または機関の長は、監督特権を付与された司法及び行政当局に対して、建物へのアクセス、並びに、施設または機関の運用の物質的及び道義的条件を評価することができるあらゆる情報へのアクセスを保障する。

第二四条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二四条により修正）

少年に特化された行刑施設教育機関を除いて、少年司法保護局公的部門の施設及び機関は、社会活動及び家族法典第L.三一二-八条に定める評価に関する諸規定に従う。

第二五条（二〇一三年一〇月三〇日のデクレ第二〇一三-九七七号第二五条により廃止）

第五編　経過規定及び最終規定

第二六条

本デクレ公布時に活動中の少年司法保護局公的部門の施設、機関及び教育ユニットは、公布後二年以内に、第一編第二章及び第三章並びに第二編第一二条乃至第一六条の諸規定に適合しなければならない。このため、この期間内に、これらの施設、機関及び教育ユニットは、第三編の諸規定に従った設置手続の対象となる。

第二七条

本デクレの諸規定は、第二三条を除いて、デクレにより修正されうる。

第二八条

少年裁判所併設教育機関の創設に関する一九八七年七月三

○日のアレテは、廃止される。

第二九条

国璽尚書、司法大臣は、フランス共和国官報に公表される、本デクレの執行に責任を負う。

首相：
François Fillon
国璽尚書、司法大臣
Rachida Dati

（井上宜裕）

（1） Décret n° 2007-1573 du 6 novembre 2007 relatif aux établissements et services du secteur public de la protection judiciaire de la jeunesse, https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000283187（二〇一八年四月七日閲覧）。

（2） 司法省の組織に関する一九六四年七月二五日のデクレ第六四-七五四号を修正する一九九〇年二月二一日のデクレ第九〇-一六六号第四条において、教育的監視局が少年司法保護局となることが定められた（Décret n° 90-166 du 21 février 1990 modifiant le décret n° 64-754 du 25 juillet 1964 relatif à l'organisation du ministère de la justice, https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000714704（二〇一八年四月七日閲覧））。現在、少年司法保護局が司法省の一機関であることを定めるのは、司法省の組織に関する二〇〇八年七月九日のデクレ第二〇〇八-六八九号第一条（Décret n° 2008-689 du 9 juillet 2008 relatif à l'organisation du ministère de la justice, J.O. n° 0161 du 11 juillet 2008 texte n° 19）である。

（3） 司法省の組織に関する二〇〇八年七月九日のデクレ第二〇〇八-六八九号及び司法監督局の創設に関する二〇一六年一二月五日のデクレ第二〇一六-一六七五号を修正する二〇一七年四月二五日のデクレ第二〇一七-六三四号（Décret n° 2017-634 du 25 avril 2017 modifiant le décret n° 2008-689 du 9 juillet 2008 relatif à l'organisation du ministère de la justice et le décret n° 2016-1675 du 5 décembre 2016 portant création de l'inspection générale de la justice, J.O. n° 0099 du 27 avril 2017 texte n° 44）。

（4） 司法省の組織に関する二〇〇八年七月九日のデクレ第二〇〇八-六八九号第七条（前掲注(3)参照）。

【付記】本研究は、二〇一八年度末延財団研究会助成によるものである。